

第4 協働 ◆都市構成員による協働

第1節 環境コミュニケーションの推進

1 環境教育・学習の推進

大阪市は、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、一人ひとりが日常の活動と環境の関係について関心を持ち認識を深め、環境を保全する生活・活動を実践することを支援・促進する環境教育・学習の推進に取り組んできました。産業公害から都市・生活型公害、地球環境問題へと複雑多様化した今日の環境問題の解決には、市民一人ひとりの環境に配慮した生活や行動、より良い環境づくりに向けた取組みへの積極的な参加が求められており、そのための環境教育・学習の推進がより一層重要となってきています。

(1) 環境学習関連施設

① 環境学習センター（愛称：生き生き地球館）

環境学習センターは、環境学習が、子どもから大人までの幅広い年齢層で、また学校、職場、家庭といった様々な分野で積極的に取り組まれるために、平成9年4月30日に開設した参加体験型の環境学習の拠点施設です。環境情報の提供や学習の場や機会の提供、アドバイザーによる助言・指導、市民リーダー等の人材育成、情報や人材のネットワーク化など総合的な機能を有しています。

平成18年4月には、展示施設のリニューアル

を完了し、身近な生活の中のエコロジーに気づける「なにわエコ路地」や、地球温暖化等の環境問題について楽しみながら学べる参加型映像シアターの「地球シアター」など、来館者がすぐにでも実践できるようなエコライフの提案があふれた展示内容となったこともあり、平成18年度は過去最高の年間入場者数を記録しました。さらに平成19年度、20年度ともに前年度を上回る年間入場者数を記録し、平成21年5月には、累計来館者数300万人を達成しました。

なにわエコ路地



平成18年度からは市民ニーズに対応した広範な環境情報を迅速に提供するため、環境学習センターのホームページを開設し、運営しています。

環境学習センターのホームページURL <http://www.chikyukan.com>

表 8-1-1 環境学習センターの主なリニューアル展示内容

なにわエコ路地	環境問題とその対策のヒント満載の町を想定した体験型展示です。自宅、学校、スーパーマーケットと通りを巡って、身近な生活の中のエコロジーに気づいていただくコーナーです。
地球シアター	愉快なキャラクターが登場するアニメとクイズで構成された楽しい参加型の映像シアターです。地球温暖化をはじめとする環境問題についての理解が深まります。
エコ情報最前線	先進技術による環境配慮型製品や環境問題に取り組む活動団体等の情報を紹介します。
S O S の森	地球で起こっている環境問題とその仕組み、対策について情報検索できる学習コーナーです。環境問題に関するクイズもあります。
コミュニケーション広場	対話と集いの交流スペース。学校や各種団体の発表会などに利用していただけます。大阪市の様々な環境への取り組みも紹介しています。

② 自然体験観察園



自然体験観察園は、環境学習センターの隣接地（約 1.4ヘクタール）に、かつての里山・田園風景を再現し、市民が自然に親しみ、人と自然との関わり合いを学べる環境学習の屋外フィールド施設です（平成10年開園）。園内では、自然観察、田植えや稲刈りなどの農事体験ができます。

③ 下水道科学館



下水道科学館は、地球環境を視野に入れつつ、下水道の役割、下水処理のしくみ、水の持つ性質や力等について、楽しみながら見学者自ら操作を行うことで学ぶ参加体験型施設で

あり、映像や音声で下水処理の過程を体験できます。

また、下水処理の過程で生じる熱エネルギー・消化ガス、汚泥の有効利用や下水処理場等の上部利用など多彩な大阪市の下水道事業についても紹介しています。隣接している海老江下水処理場と併せて見学することもでき、豪雨による浸水を防ぐ雨水対策、家庭等から出される汚水の処理（河川や海の水環境を守る）、下水道の維持管理などを総合的に学ぶことができます。

④ 水道記念館



水道記念館は、大阪市の水道の歴史とくらしや琵琶湖・淀川水系の生物について学べる施設です。平成10年には、大阪市の水道水源である琵琶湖・淀川水系の環境保全の意識を高めることを目的に、淡水魚展示コーナーを追加し、また、平成18年1月には、浄水処理のしくみや水道の歴史について楽しみながら学んでいた

だけよう、南側展示コーナーを参加体験型の展示にリニューアルし、入館者数も年々増加しています。

淡水魚展示コーナーでは、できるだけ自然の形をそのまま再現できるように工夫しており、主要な展示としては、天然記念物アユモドキやイタセンパラなどがあります。また、継続して展示内容の充実に努めており、平成21年6月現在、淡水魚は、117種4,473個体を保有しています。

⑤ 自然史博物館



自然史博物館は、人間をとりまく自然についての資料を収集し、その成り立ちやしくみ、変遷や歴史を、展示や普及活動、研究を通して広く知ってもらう施設です。

常設展示は、「大阪の自然誌（導入部）」と「身近な自然」「地球と生命の歴史」「生命の進化」「生物の多様性」「生き物のくらし」の5つのテーマに分けて展示されています。玄関ポーチの全長19メートルのナガスクジラをはじめ、恐竜の化石やさまざまな動植物の標本などを展示しています。

⑥ 天王寺動物園



天王寺動物園では、古くなった動物舎の建て替えにあたって、野生動物の種の保存や環境教育に貢献する新しい動物園を目指した「ZOO21計画」を平成5年に策定しました。この計画では、動物の生息地の景観を入園者の歩く園路を含め可能な限り再現することで、臨場感を醸し出し、あたかも動物の棲む世界に入り込んだ気持ちにさせる、生態的展示という展示手法を採用しています。これにより環境への関心を高める狙いがあります。この計画に従って最初にできたのは爬虫類生態館で、その後、アフリカサバンナゾーンの建設に着手し、カバ舎、サイ舎、草食動物エリア、そして平成18年に肉食動物エリアが完成し、アフリカサバンナゾーンが全面オープンしました。その間、老朽化が目立つゾウ舎の建て替えを先行し、アジアの熱帯雨林ゾーンのゾウ舎も完成しています。今後もこの計画に従い動物舎を建て替えていく予定です。

（2）平成20年度に実施した環境教育・学習事業

① 環境学習センターにおける取組み

環境学習センターにおいて、次の事業を実施し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな支援を行いました。（資料8-1-1 P資27）

ア. 講座・イベント等の実施

環境学習センターにおいて、市民向け、家族向け、子ども向け等99回の講座や講演会を開催したほか、ECO縁日2008等の啓発イベント、自転車発電によるクリスマスイルミネーションの点灯をはじめとしたクリスマスイベント等を実施しました。

ECO縁日



自然体験観察園においては、田んぼ、畑を活用した様々な農事体験行事や、毎週日曜日には園内の自然観察会を実施しました。

イ. 各種環境情報の収集と提供

環境問題に関する図書・資料等の閲覧やビデオの視聴の場を提供するとともに、情報紙「なちゆるら」を発行しました。（第180号～191号）

ウ. 環境学習や実践活動に対する相談や指導の実施

アドバイザーが市民の相談に応じるとともに、講師の派遣等を実施しました。

エ. 市民の活動支援

人材育成として「おおさか市民環境大学講座」（平成18年度より「環境学習リーダー養成講座」から名称変更）を実施したほか、学習教材の作成、こどもエコクラブや地球館パートナーシップクラブ等の活動支援を実施し、平成18年度からは、地球館子どもエコクラブを創設し、活動しています。

② 地域における環境教育・学習

地域における環境保全行動の推進のため、地域ニーズに応じた環境学習会の開催や区民まつり等での啓発を実施しました。

・参加者数（講演会のみ） 497名

また、小・中学生を対象にした啓発用の冊子「エコ驚き発見!!パスポート」を作成し、区役所等で配布するとともに小・中学生を対象にした学習会等の資料として配布し、活用しています。



③ 循環型社会の形成に向けた環境教育・学習

ア. 夏休み親子ごみ処理施設見学会の実施

市内在住または、通学する小・中学生とその親を対象に、ごみ問題、環境問題の意識を醸成してもらうため、夏休み親子ごみ処理施設見学会を

実施しています。大阪湾の船上から北港のごみ処分地（夢洲）を見学し、自然との調和を目指すことを理念としたオーストリアの芸術家、フンデルトヴァッサー氏のデザインした舞洲工場を見学しました。

・開催日数 2日 参加人数 80名

イ. ごみ問題啓発作文・環境美化リサイクル社会推進ポスターの募集

子どもの頃からごみ処理事業への関心を高めてもらうことを目的に、小学生を対象にごみ問題啓発作文を募集して、優秀作品については表彰式を行うとともに、作文集を作成して市内の小学校に配布しました。

また、大阪府リサイクル社会推進会議を通じて、小・中学生を対象にリサイクル社会啓発ポスターの募集を行い、優秀作品の表彰や優秀作品を掲載したカレンダーの制作を行っています。

・作文応募数 小学校 452通

・環境美化リサイクル社会推進ポスター
応募数 654通（本市生徒のみ）

ウ. ごみ焼却工場等見学者の受け入れ

ごみ問題をはじめとして環境意識の醸成を図るため、市民、学生、各種団体などを対象に、焼却工場などのごみ処理施設の見学を受け入れています。

・平成20年度見学者数 1,485団体 34,116人

エ. 体験学習の実施

子供の頃からごみ処理事業への理解を深め、ごみ減量・リサイクルの意識を高めてもらうため、学校にごみ収集車を派遣し、体験学習を行っています。

・平成20年度実施状況 224校

延べ234回

④ 自然史博物館における取組み

自然に対する理解を深め、人と自然のかかわりを特に大阪の身近な自然をもとに考えるとともに、これらに基づく自然教育を行っています。

また、自然史博物館での調査研究の成果を市

民に還元するために、初心者向けの野外観察会やテーマを決めた自然観察会、専門的な講座など広く普及行事を行いました。

さらに、催し以外にも、展示解説書・ミニガイドをはじめとする書籍や、干潟の自然などのビデオの販売を行いました。

○ 平成20年度の事業実施概要

- ・ 展示活動 常設展の他、3回の特別展と5回の特別陳列を行いました。
- ・ 普及教育活動

やさしい自然観察会	5回
テーマ別自然観察会	12回
地域自然誌シリーズ	6回
シオラボ	月1回
長居植物園案内	月1回
長居植物園案内 (動物・昆虫編)	月1回
植物園案内 スペシャル	2回
自然史オープンセミナー	月1回
ピオトープ観察	12回
夏休み自由研究相談会	1回
標本同定会	1回
野外実習	2回
室内実習	5回
ジュニア自然史クラブ	11回
教員・観察会指導者向け支援プログラム	18回
ドキドキ子ども自然史ウォッチング	3回
講演会・シンポジウム	11回
子ども向けワークショップ	39回

- ・ 調査研究活動
- ・ 資料収集保管活動

⑤ 天王寺動物園における取組み

天王寺動物園では動物とその展示を通じて、環境問題への理解を深めるため、学校等の団体からの依頼を受けて動物舎の前で飼育担当者が動物の説明を行う「動物ショート・ガイド」、ビデオ

やスライド等を用いて解説を行う「ズー・スクール」、園内を歩きながらガイドする「動物園ガイドウォーク」などの教育普及活動を行っています。また、一般入園者を対象に「飼育係によるワンポイントガイド」や、ビデオやスライド等を用いて園長が解説を行う「園長の動物園講座」、飼育担当者が行う「動物君たちの1日」、獣医師による「獣医さんのお話」、園長や飼育担当者による園内ガイドツアーなどを定期的で開催しています。さらに「絶滅の危機にある動物展」などの企画展も随時開催しています。

○ 平成20年度事業実施概要

- ・ 展示活動 企画展を6回行いました。
- ・ 教育普及活動

一般来園者対象のもの

園長と動物園散歩	月1回
獣医さんのお話	月1回
飼育係のおしゃべりガイド	月1回
飼育係による動物君たちの一日	月2回
絵本の読み語り	月2回
動物園サマースクール	6日間
園長の動物園講座	7回
動物相談(電話)	381件
動物相談(来園)	31件
動物相談(郵便・電子メール)	21件
その他の教育普及イベント	18回

依頼により実施したもの

動物ショート・ガイド	19回
ズー・スクール	52回
動物園ガイドウォーク	25回
ズースクール+動物園ガイドウォーク	37回
動物飼育体験講座	19回
動物園・職場紹介	8回
動物園・出張スクール	31回
動物園・公園をめぐって楽しむ一日	4回

⑥ 青少年野外活動施設における取組み

青少年野外活動施設では、毎年度、環境問題に関する知識や理解を深めるため、こども・青少年を対象に実践的・体験的な学習活動の機会を提供しています。

平成20年度の実績

- ・「伊賀・森林ボランティア体験」
(11月22～24日) 31名参加

⑦ 学校における環境教育の推進

学校教育では「身の回りの環境とのかかわりを通して、豊かな感性と自然を大切にすることを育て、自然と人間との関係についての理解を深める」とともに、「体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、持続可能な社会の構築に向けて主体的に考え実践する態度の育成に努める」ことが求められています。

そのため、各学校においては、各教科や道徳、特別活動などの教育活動全般を通じて環境教育の推進を図っています。

平成20年度には、環境教育の推進のための教材として、地球温暖化防止啓発ビデオ「地球のためはわたしたちのため」を作成し、大阪市立小・中学校に配布し、活用いただいています。(本文P99参照)

また、各校園の環境教育推進を支援するため、環境教育研究実践校の指定とその成果を発表するとともに、環境教育研修会(教職員対象)を実施しました。

⑧ その他の取組み

ア. 「水辺の教室」の実施

瀬戸内海環境保全普及活動事業の一環として、毎年市内の小学生を対象に、専門の講師を招いて、水質検査や水辺に生息する生物等を観察する「水辺の教室」を実施しています。この教室は参加体験を通して自然を大切にすることを育むとともに、自然保護の大切さを認識するきっかけ

となるよう実施しています。

平成20年度は7月3日・4日に73名を対象に、池や河川などの身近な水の水質検査や水生生物について学習したのち、環境学習センターとその周辺で、水生生物を採取し、生息場所やその特徴を観察しました。

水辺の教室風景



イ. 下水道科学館「夏休みこども教室」

夏休みこども教室風景



夏休みこども教室は、主に小中学生を対象に、夏休みの学習活動と水質に関する参加体験型の学習会として毎年開催しています。

この活動は、8月下旬の木曜日・金曜日の2日間実施しており、下水道科学館において、
(ア)汚水をきれいにする微生物の顕微鏡による観察、水質に関する簡単な実験(水質実験教室)
(イ)下水道の役割やしくみと動きがわかるアニメーション映画の上映
(ウ)下水道科学館のフロアごとにあるクイズに答える(下水道クイズラリー)など、楽しみながら下水道のしくみを学ぶことができ、夏休みの自由研究や学習の機会を提供しています。

平成20年度は、8月21・22日に実施し、720名の参加がありました。

ウ. 水の流れツアー

水の流れツアーは、大阪市の水の流れを一日で見学できるバスツアーで、市民の皆さんに「水」への関心と理解を深めてもらうため実施しています。

柴島浄水場、水道記念館で、淀川の水から安全な水道水が作られて、市内各地に送りだされるまでの水の流れや水道の歴史、水源である琵琶湖や淀川に棲息する淡水魚の展示などを見学したあと、平成19年度から新たに、水陸両用バスを活用し普段とは違った視点から淀川を観察する機会を設けました。その後、下水道科学館で、楽しみながら下水道のしくみや働きについて学習し、海老江下水処理場で、家庭等で使われて汚れた水（污水）が集められて処理され、きれいになって川（自然）にもどるまでの下水処理のしくみなどを学ぶ見学会となっています。

この活動を通じ、毎日のくらしと都市活動を支える上下水道の役割や水質保全の重要性を認識してもらいます。平成20年度は、8月5日に実施し、応募者の中から抽選で選ばれた57名が参加しました。

水陸両用バス



エ. 水道教室

水道教室は平成10年度より高度浄水処理水の通水に伴い開催しているもので、市内小学校の皆さんに高度浄水処理のしくみや水源水質の環境保

全の大切さについて理解を深めてもらうために、講師を派遣しています。18年度からは、より多くの市民の皆様に水道事業へのご理解をいただくため、市内老人福祉センターや地域女性団体協議会でも水道教室を実施しました。授業では、パネルやパンフレットを使って、水道水源である淀川を汚さない工夫を紹介したり、ミニ実験という形で実際に行っている浄水過程を体験してもらう内容となっています。

平成20年度は、150回実施しました。

2 啓発活動の展開

平成20年度 環境月間ポスター



(1) 環境月間行事の実施

国では昭和48年度以降、毎年6月5日の「世界環境デー」を初日として「環境週間」を設け、平成3年度からは6月の1か月を環境月間として定め、環境保全に関する各種の催しを実施してきました。さらに平成5年11月に制定・施行された環境基本法では、環境保全についての国民の関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めることを目的に6月5日を「環境の日」と定めています。

大阪市では、6月を「大阪市環境月間」と定めて、良好な環境づくりに向けて様々な行事を実施しています。

平成20年度は「これからもずーっと『エコ』」をテーマに実施しました。

(資料8-2-1 P資28)

(2) 季節大気汚染防止対策の実施

二酸化窒素濃度の高くなる11月から1月の冬期を季節大気汚染防止対策期間として、各種の対策を推進しています。特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、広く市民・事業者の大気汚染防止意識の高揚を図るため、各種の啓発活動に重点をおいて取り組んでいます。

・ポスター等による啓発

大気汚染防止に対する意識を少年・少女期から培うため大阪市立小学校等にポスターを掲出しました。

平成20年度 大気汚染防止推進月間ポスター



3 環境コミュニケーションの展開

環境コミュニケーションとは、持続可能な社会の構築に向けて、行政・事業者・市民等のパートナーシップをより効率的に確立するために、環境への負荷や環境保全活動などに関する情報を行政が一方向的に提供するのではなく、その情報について、行政・事業者・市民等が互いに共有し、話し合い、相互の理解を深めていくことをいいます。

大阪市では、環境学習センターや下水道科学館のほか、リサイクルプラザや水道記念館、自然史博物館などの各施設との連携により、大阪市が主催する各種行事などを通じて、環境学習の推進や情報提供を積極的に実施するとともに、市民等の参加・交流など環境コミュニケーションを展開し、環境保全意識の高揚に向けたより一層の取組みを推進していきます。

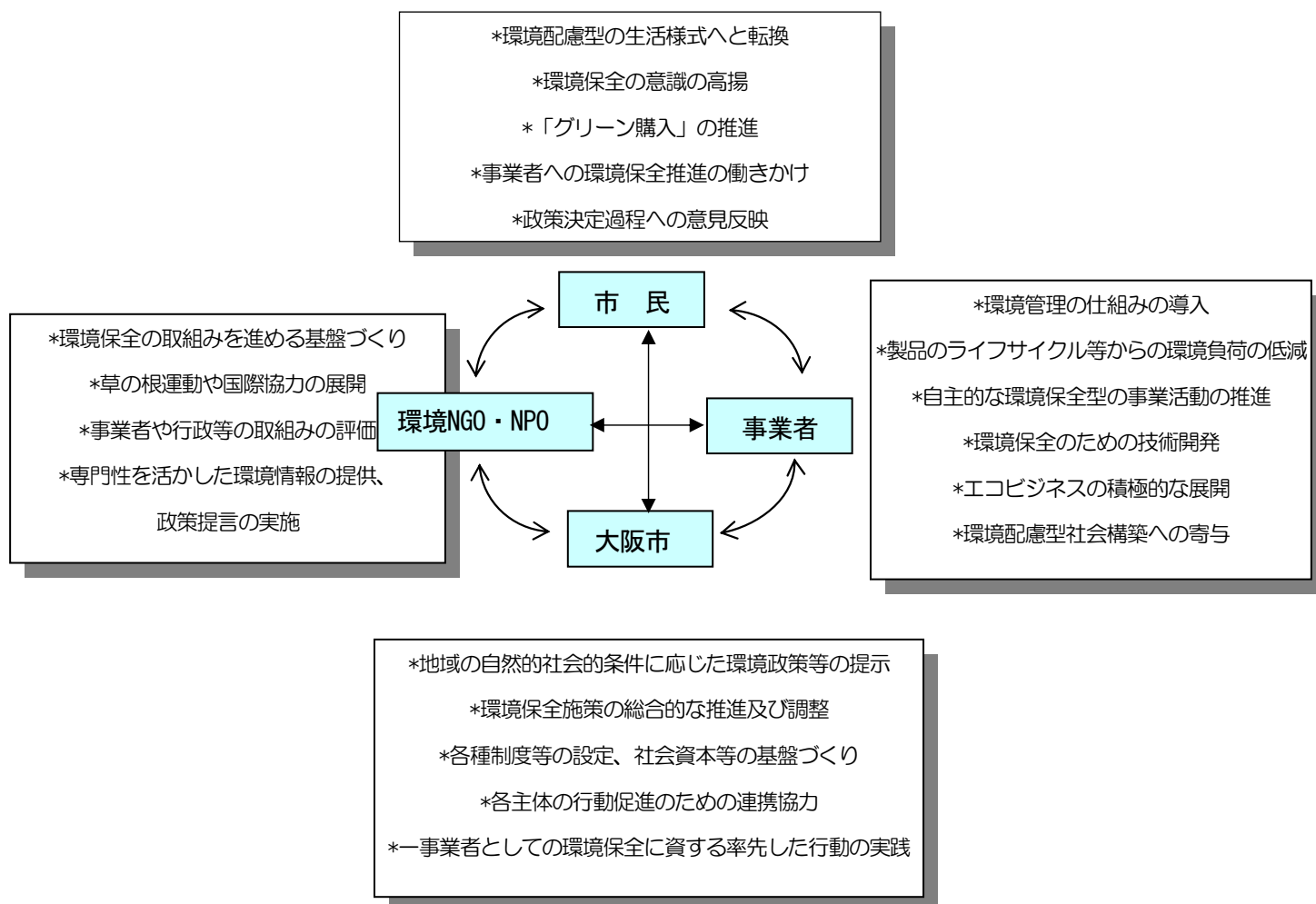
第2節 すべての主体の環境保全行動の展開

1 パートナーシップづくり

今日、多くの環境問題が市民生活や企業活動に大きく関わっていることから、市民や環境NPO・NGO、事業者と行政との「協働」のもとに、社会を構成するすべての主体が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、事業活動や市民生活において自主的な環境保全行動の取組みを進めることが重要で

「大阪市環境基本計画」においては、各主体の役割を図9-1-1のとおり位置付けており、環境学習や教育の推進や積極的な環境情報の発信による主体間相互のコミュニケーションの拡充やパートナーシップの構築を進めていくことにより、環境保全行動の自主的かつ積極的な取組みを推進することにしています。

図9-1-1 各主体の役割と協働



「なにわエコ会議」

なにわエコ会議は、市域の地球温暖化防止活動を推進していくことを目的に、平成16年度に設立しました。

具体的な活動は、家庭の省エネルギー活動を推進していく「エコライフ部会」、環境教育を推進していく「環境教育・啓発部会」、中堅企業の環境マネジメントシステム等を推進していく「環境に配慮した企業部会」の3部会を中心に行われています。平成20年度の主な活動内容は次のとおりです。

【全体的な活動】

(1) 地球温暖化パートナーシップフェアを12月に開催しました。(第2節2(1)①参照)

(2) 環境情報誌「なにわエコウェーブ」の発行(2回)やホームページを刷新しました。

【部会の活動】

① エコライフ部会

「エコライフ部会」では、環境家計簿を活用して省エネを進める「なにわエコライフ」の取組みへの協力を行うとともに、グリーン購入の促進やエコラベルや省エネラベルの紹介、マイバック運動の推進等、環境にやさしいライフスタイルを推進するための活動に取り組んでいます。

市内各地でタウンミーティング(「わいがやミーティング」)を順次開催することとし、平成20年度は、住之江区民ホールで行いました。地域からの環境・まちづくり意識の共有を図ることができました。また、「知って得するエコカフェ講座」を大阪市立総合生涯学習センターで開催しました。

ヒートアイランド対策としての打ち水にも協力し、8月9日に西区堀江公園周辺で地域の方と打ち水を実施しました。また、行政・市民・事業者をつなぐために、行政施設や環境に配慮した企業活動に取り組んでいる企業の見学も行ってあります。平成20年度は、朝日新聞社を見学し、私たちが日々目にしている新聞が環境に配慮されたしくみで届くまでを学習しました。

② 環境教育・啓発部会

「環境教育・啓発部会」では、市民団体や商店会のイベントへ積極的に協賛・協力し、なにわエコ会議の活動を広げるとともに、地球温暖化問題をはじめとするさまざまな環境問題について市民の要望に応じて講師を派遣する「環境出前講座」を行っています。

「あべのカーニバル」「三区物語」「鶴見区民まつり」「スミノエコロジー」でのブース参加や「大阪打ち水大作戦2008」などで打ち水活動を行い、また、「西成商店街フェスティバルスタンプラリー」に参加し、地球温暖化防止に関するクイズを行うなど、地域との交流を図りながら、地球温暖化防止の啓発を行いました。

市民団体や各区地域団体など、各地域で行われた環境学習会での環境講座を行うなど、積極的に出前講座を展開しました。

市民、市民団体及び環境団体との交流の場として、「環境活動ふれあいひろば」を開催し、団体の活動報告や環境教育・啓発講座のプログラムを一堂に集めた展示・紹介等を行い、さまざまな団体の交流の場を提供するとともに、多く子どもたちへの啓発活動を実施しました。

また、部会員研修会を開催し、大阪市の環境施策についての認識を深めました。

③ 環境に配慮した企業部会

「環境に配慮した企業部会」では、中堅企業等を対象にして温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷の削減を目指し、環境マネジメントシステムの導入支援を行っています。

8月に、中小企業のための環境マネジメントシステム説明会を開催し、引き続き「エコアクション21(EA21)*自治体イニシャティブ・プログラム」を4回にわたって開催して、環境マネジメントシステムの普及啓発の推進を行ないました。また、新規事業として、2月に市域企業の環境保全創造活動への啓発を目的に「企業版環境家計簿」の実践及び独自の取組みを発表する「二酸化炭素削減コンペ・

事例発表会」を開催しました。自社の動機付けにとどまらず、情報交換の場としても活用していただきました。そのほか、市民団体からの依頼で、環境関連セミナーを行いました。

2 自主的な環境保全行動の実践と支援

(1) 市民行動の推進

① 「なにわエコ会議」地球温暖化防止パートナーシップフェアの開催

市民、環境NPO・NGO、事業者の方々とともに、地球温暖化防止について考え、省エネルギーなど身近な環境保全行動の実践を市民行動として盛り上げていくことを目的に、「地球温暖化防止月間」である12月に地球温暖化防止パートナーシップフェアを開催しました。

日 時	平成20年12月7日(日) 午後1時30分～4時
場 所	大阪市中央公会堂(大集会室)
主 催	大阪市、なにわエコ会議
参加者	約850名
開催内容	第1部 「大阪市環境表彰」表彰式 第2部 地球温暖化防止パートナーシップフェア ・基調講演「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」 講師：北野 大 氏 (明治大学理工学部教授) ・ディスカッション「部会サミット～3部会代表が語る『なにわエコ会議』～」 ・イベント： 「環境×人材～青年が創るエコロジカルな未来へ～」 【エコ・リーグ(全国青年環境連盟)】 「一緒に考え・行動しまひよ!『地球温暖化防止と身近なごみ問題』」 【NPO法人ごみゼロネット大阪】 「『タンスのこやし』でファッションショー」 【大阪こすもす環境会議】

② 身近な環境保全行動の実践

A. なにわエコライフ認定事業

市域における二酸化炭素*の排出量は民生部門の伸びが大きいことから、家庭での環境保全行動をより実効のあるものにするため、平成14年度から市民団体・環境NGO・NPOと連携して、「なにわエコライフ認定事業」を実施しています。

「なにわエコライフ」は、環境ISOの「計画

をたて、それを実行し、その状況を評価し、見直しを行う」という環境マネジメントの仕組みを家庭用にアレンジしたものであり、各家庭が省エネなどの具体的な目標を設定し、電気・ガス等のエネルギー消費量などを環境家計簿に記録しながら、環境保全行動を進めていきます。また、市民の力によりエコライフ認定事業を普及していくために平成17年度から、なにわエコライフ普及員制度を導入し、市民ボランティアの方々と共に事業実施しています。

環境保全行動を実践し、一定の基準に達した方に認定証をお渡しすることにより、家庭での自主的な環境への取組みを一層促進することを目指しています。

◇平成20年度の取組結果

・取組期間 平成20年7月～12月



なにわエコライフ説明会場

- ・参加世帯数 2,859世帯
- ・認定世帯数 1,930世帯
- ・電気使用量の前年比削減量
143,491kWh
(▲3.4%)
- ・電気使用削減による前年比二酸化炭素削減量
51,657 k g
- ・ガス使用量の前年比削減量 7,227m³
(▲2.8%)
- ・ガス使用削減による二酸化炭素削減量
15,177 k g

イ. 冊子「エコして得して役に立つ」の作成

市民の方々の環境保全意識を高めるため、市民ボランティアである「なにわエコライフ普及員」と協力して冊子を作成し、各環境学習教材として活用するなど、身近な環境保全行動を市域全体に展開しています。



③ 「市民環境調査隊」の活動

「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画（平成15年2月）」の着実な進行管理を行うため、環境関連施策の点検・評価に広く市民の参加を求めることにより、今後の施策の継続的な改善を図ることを目的として、市民環境調査隊事業を平成16年度から実施しています。

本事業では、市民の参加者の皆様が環境施策のテーマ別チームに分かれ、環境に関する討議（分科会）や現地調査活動（フィールドワーク）などを通して、最終的に環境施策の継続的な改善に向けた意見・提言を取りまとめることが主な活動です。

フィールドワークの様子(市役所本庁舎屋上緑化)



④ 大阪市環境表彰

大阪市では平成16年より「大阪市環境表彰」を実施しています。この表彰は、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境への負荷の少ない環境共生型・資源循環型社会の

形成を促進することを目的として創設されたもので、環境保全行動に関して顕著な功績のあった個人、団体、事業者の方々を表彰するものです。表彰の対象は次のとおりです。

- ア. 環境の保全と創造に関する教育活動又は普及啓発活動を行っている
- イ. 環境の保全と創造に関する調査研究活動を行っている
- ウ. 環境の保全と創造に関する実践活動を行っている

平成20年度 受賞者

〔個人の部〕

天野 せつ子

各団体への環境家計簿、エコバッグの普及市全域での環境教育・啓発活動を継続して展開している。

〔団体の部〕

社団法人 大阪市母と子の共励会

リサイクル事業・勉強会と子どもたちへの環境教育及び環境家計簿等の普及啓発活動を実施している。

〔事業者の部〕

株式会社 いけうち

スプレーノズル開発の技術により開発した「涼霧システム」を使用したヒートアイランド対策に継続して取り組んでいる。

積水化学工業株式会社

独自の環境負荷低減システムを導入することにより環境負荷低減に貢献し、また地域連携型の森林保護活動等社会貢献活動を展開している。

（２）事業者の取組みへの支援

① 自主環境管理の推進

事業者自らによる環境への負荷の低減に向けた取組み（自主環境管理）は、市域の環境改善に大きく寄与するものです。

さらに、エコアクション21（E A21）*など簡易な環境マネジメントシステムを普及啓発するために、なにわエコ会議の「環境に配慮した企業部会」が大阪市と連携して環境マネジメントシステム説明会等

を開催しています。（本文138ページ参照）

また、事業者の皆さんがそれぞれの実情に応じた効果的な地球温暖化防止に取り組むための計画づくりに役立つよう「事業者のための『温室効果ガス排出抑制計画』作成マニュアル」を策定しました。

マニュアルは環境局のホームページからダウンロードできます。

② 環境ビジネスの振興【大阪環境産業振興センター（おおさかA T Cグリーンエコプラザ）の開設】



今日の環境問題の解決のためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷の少ない「循環型社会*」の形成が急務です。

環境ビジネスは、リサイクル技術やエコ商品をはじめ、環境への負荷の少ない企業経営システムなど循環型社会の形成に寄与するものであり、この発展に向けて具体的な施策を講じ、基盤整備を図ることが重要です。

また、21世紀の大阪の中小企業の活性化を支援するために、環境ビジネスの振興にいち早く取り組むことも求められています。

そこで、環境ビジネスの育成・振興の拠点として、平成12年にA T Cグリーンエコプラザを開設し、環境ビジネスに関する情報の集積、新たな情報発信、産学官連携コーナーの設置等により環境ビジネスの育成・活性化の支援を行っています。

本施設は、環境ビジネスに関する常設展示場で、環境ビジネス関連情報を受発信し、企業や市民の環境意識の高揚を図っています。テーマ別に、エコビ

ジネス支援ゾーンや循環型社会形成ビジネスゾーンなどに分けて展示されており、平成20年度の入場者数は202,661人でした。

また、平成20年度は「環境ビジネスシーズ発表会」や「エコビジネスセミナー」など58件のセミナー等が開催されたほか、「日曜自然工作教室」などのイベントが35件開催されました。

（資料9-2-1 P資28）

③ 環境にやさしいものづくり支援【工業研究所の地方独立行政法人化】

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化や、化石資源の枯渇などに対応するため、持続可能な社会を構築することが重要となっております。これからの社会を支える資源の本格的な有効利用について、その根本的な考え方や技術開発の展望、またバイオ素材として高付加価値物質への利用、さらには原料としてエネルギー物質生産への利用について様々な研究開発が求められています。

工業研究所は平成20年度に地方独立行政法人化し、市内中小企業の技術支援拠点として、約300件に及ぶ特許権等の高いポテンシャルを活かして、環境にやさしいものづくり支援にも取り組んでいます。

環境・エネルギー分野を重点研究分野として位置づけ、太陽電池の要素技術など産学官連携によるプロジェクト研究を推進していくほか、有機、無機、バイオ、金属、I Tに関する技術を融合させ、廃棄物や環境負荷物質の排出低減、あるいは廃棄物の再生利用等につながる製品・技術開発を行うことを通じて、環境に配慮した付加価値の高いものづくりに取り組み、持続可能な循環型社会の実現に努めます。

(3) 庁内での率先した行動の展開

①「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の取組み

大阪市自らが率先して環境保全行動を実践し、環境負荷の低減を図ることは、市民や事業者の自主的な取組みを促進するために重要です。このため、平成9年5月に「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」を策定し、全庁的に、昼休み中の不要な照明の消灯や、再生可能な紙ごみの分別・リサイクルなど、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでいます。

分別ボックス



また、夏期（6月1日～9月30日）の省エネルギー行動の取組みとして、室温が28℃となるよう適正冷房を実施するとともに、「ノーネクタイ」「ノー上着」など暑さをしのぎやすくする工夫に努めています。

② グリーン購入*の取組み

循環型社会*の構築には、生産者が環境物品等（再生品など、環境負荷の低減に役立つ物品や役務）の提供を推進するよう、消費者が環境物品等を優先して購入することが重要です。

国において、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）が制定されたことを受け、本市においても、環境物品等の購入促進を図るため、平成14年4月に「大阪市グリーン調達方針」を定めました。

その後の国の基準改定などを受け、平成21年6月に大阪市グリーン調達方針を改定し、環境負

荷の低減に役立つ取組みを推進しています。

ア. 大阪市グリーン調達方針の概要

(7) 対象物品等及び対象組織

市が調達する物品及び役務等を対象とし、市のすべての組織において取り組みます。

（19分野209品目を特定調達品目として選定）

(イ) 調達目標の設定

調達目標は、特定調達品目を対象として、各所属において毎年度定めます。

(ウ) 実績の公表

市は、本調達方針に基づき調達目標を定めた物品等について、調達実績の概要を公表します。

イ. グリーン調達の実施状況

平成20年度は古紙偽装問題の影響により、調達基準を設定した81品目*のうち、再生紙を使用した30品目について基準を適用せず、できる限り環境負荷の少ない製品を調達することとしました。

基準を適用した51品目のうち、46品目が80%以上の調達率を示し、このうち43品目が90%以上の調達率を示しています。制服や作業用手袋など一部の品目では、事務事業で必要とされる仕様が調達基準と合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着してきています。

※平成20年度の特定調達品目は、9分野81品目（平成21年6月の改定により19分野209品目に増加）

表9-2-1 主なグリーン購入実績（平成20年度）

分野	購入品目	グリーン購入達成率	分野	購入品目	グリーン購入達成率
筆記用具	シャープペンシル	99.2%	機器類	いす	84.2%
	ボールペン	98.8%		収納用什器	99.7%
	マーキングペン	99.8%	OA機器	コピー機	100%
ファイル類	クリヤーホルダー	98.9%		電子計算機	96.0%
その他文具	名札	94.0%	服	制服	28.3%
	定規	88.8%	手袋	作業用手袋	33.1%

③ 環境ISO（ISO14001*）の取組

ISO14001の規格は、組織が環境保全を目的とした環境管理のしくみ（環境マネジメントシステム）を構築するための仕様（要求事項）を定めたものです。

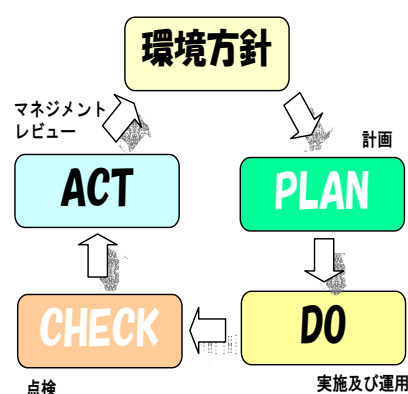
大阪市では、平成11年12月、中之島本庁舎を対象に、ISO14001の認証を取得しました。その後、同様の業務内容であるオフィス系庁舎に拡大し、現在、中之島本庁舎のほか、全ての区役所や大阪WTCビルにある所属、交通局庁舎などで認証を取得しています。

事業系施設では、環境局の全ごみ処理施設や、建設局の全下水道事業所において、それぞれ14001の認証を取得し、環境に配慮した事業の実施に努めています。

ア. ISO14001の認証取得

ISO14001の規格では、環境方針及び計画を策定し、実施・運用、点検及び是正措置を実施し、組織のトップが見直しを行うサイクル（PDCAサイクル）を継続的に実施する仕組みを定めています。

これにより、環境保全行動をより着実に実施することができるとともに、大阪市職員の環境保全に対する意識の高揚を図っています。また、大阪市が認証取得することにより、市民・事業者の方の環境保全に対する意識の高揚にも役立つものと考えられます。



イ. オフィス系庁舎環境マネジメントシステムの取組概要

オフィス系庁舎全体の取組目標として、エネルギー使用量やコピー用紙使用量の削減などを設定して環境保全の取組みを推進しています。

平成20年度は、平成19年度実績を基準として、エネルギー使用量や廃棄物排出量は基準値以下、コピー用紙や上水使用量は、基準値から1%削減することを目標として取り組みました。

平成20年度は、事業改革などの影響で、コピー用紙使用量は目標を達成できませんでしたが、エネルギー使用量は8.9%の削減、上水使用量は8.1%の削減、廃棄物量については、29.4%と大幅に削減することができました。

表9-2-2 環境目標の達成状況（オフィス系庁舎ISO）

取組項目	基準値	目標	実績値	増減率 (%)	達成/未達成
エネルギー使用量 (GJ)	442,883	442,883 (基準値以下)	403,452	△8.9	達成
コピー用紙使用量 (千枚)	132,687	131,360 (基準値から1%削減)	138,279	4.2	未達成
上水使用量 (m ³)	231,102	228,791 (基準値から1%削減)	212,395	△8.1	達成
廃棄物排出量 (ト)	840	840 (基準値以下)	593	△29.4	達成

ウ. 事業系環境マネジメントシステム（ごみ処理施設）の取組概要

ごみ処理施設全体の取組目標として、環境負荷の低減、省エネ・省資源、サーマルリサイクル*、環境啓発活動などを設定して環境保全の取組みを推進しています。

平成20年度のごみ処理施設全体における環境

目標の達成状況は表9-2-3のとおりです。

CO（一酸化炭素）濃度・所内使用電力量の削減・上水使用量の削減のすべてについて、目標値を達成しています。下記以外の共通項目についてもすべて達成しています。

今後とも、より一層適切な運用管理に努め、さらなるスパイラルアップを計画しています。

表9-2-3 環境目標の達成状況（ごみ処理施設全体の共通項目）

取組項目	目標値 ^①	実績値 ^②	削減量	達成率 (%)	達成/未達成
CO濃度の低減 (ppm)	30.2以下	16.5	—	183(①/②)	達成
所内使用電力量の削減 (kWh/年)	956,396以上	1,006,500	1,006,500	105(②/①)	達成
上水使用量の削減 (m ³)	399,028以下	330,776	68,252	121(①/②)	達成

エ. 建設局下水道事業所系環境マネジメントシステムの取組概要

建設局では、放流水質の向上、環境負荷の低減、省エネ・リサイクルの推進などを目標として、環境に配慮した下水道事業に取り組んでいます。

平成20年度の下水道事業所系における環境目

標の達成状況は表9-2-4のとおりです。

電気・都市ガス・上水使用量のすべてについて、目標値を達成しています。

今後とも、より一層適切な維持管理に努め、省資源・省エネルギーに努めます。

表9-2-4 環境目標の達成状況（全下水道事業所合計値）

取組項目	目標値	実績値	削減量	削減率 (%)	達成/未達成
電気使用量 (kWh)	305,071,038	293,531,927	11,539,111	△3.8	達成
都市ガス使用量 (m ³)	4,417,601	4,189,216	228,385	△5.2	達成
上水使用量 (m ³)	379,270	296,330	82,940	△21.9	達成

④ 電力調達に係る環境配慮の取組み

大阪市では、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出の削減を推進するため、電力調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組状況等を考慮する環境配慮制度を導入しました。この制度は、平成21年4月以降に電力供給を受ける入札から実施しています。

ア. 制度の概要

電気事業者が入札に参加するには、「二酸化炭素排出係数」、「未利用エネルギーの活用状況」、「新エネルギーの導入状況」、「環境マネジメントシステムの認証取得状況」等の評価により、一定の基準を満たす必要があります。

イ. 環境評価項目及び配点

【基本項目】

要素	区分	得点
(1)前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.300未満	70
	0.300以上 0.350未満	65
	0.350以上 0.400未満	60
	0.400以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.550未満	45
	0.550以上0.600未満	40
	0.600以上0.650未満	35
	0.650以上0.700未満	30
	0.700以上	0
(2)前年度の未利用エネルギー活用状況	活用	10
	未活用	0
(3)前年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上	10
	0.8倍以上 1.0倍未満	5
(4)環境マネジメントシステムの認証取得状況	全社で取得	10
	一部で取得	5
	未取得	0
上記(1)～(4)の計	—	100

【加点項目】

(5)グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	1.0%	10
	0.5%	5

ウ. 入札参加資格

入札参加資格のうち、環境配慮に関する項目として次の条件を満たす必要があります。

- ・環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上。

- ・「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」第8条第1項に基づく勧告を受けていないこと。

第3節 環境配慮の推進

1 環境影響評価制度*

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聴くことにより、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにするための制度であり、持続的な発展が可能な都市の構築に資するものです。

本域では、大阪府環境影響評価要綱（昭和59年2月制定）や大阪市環境影響評価要綱（平成7年7月制定）等に基づき、環境影響評価の手続きが行われてきましたが、環境影響評価法の制定を機に、平成10年4月に大阪市環境影響評価条例を制定し、平成11年6月から同条例を全面的に施行しま

した。

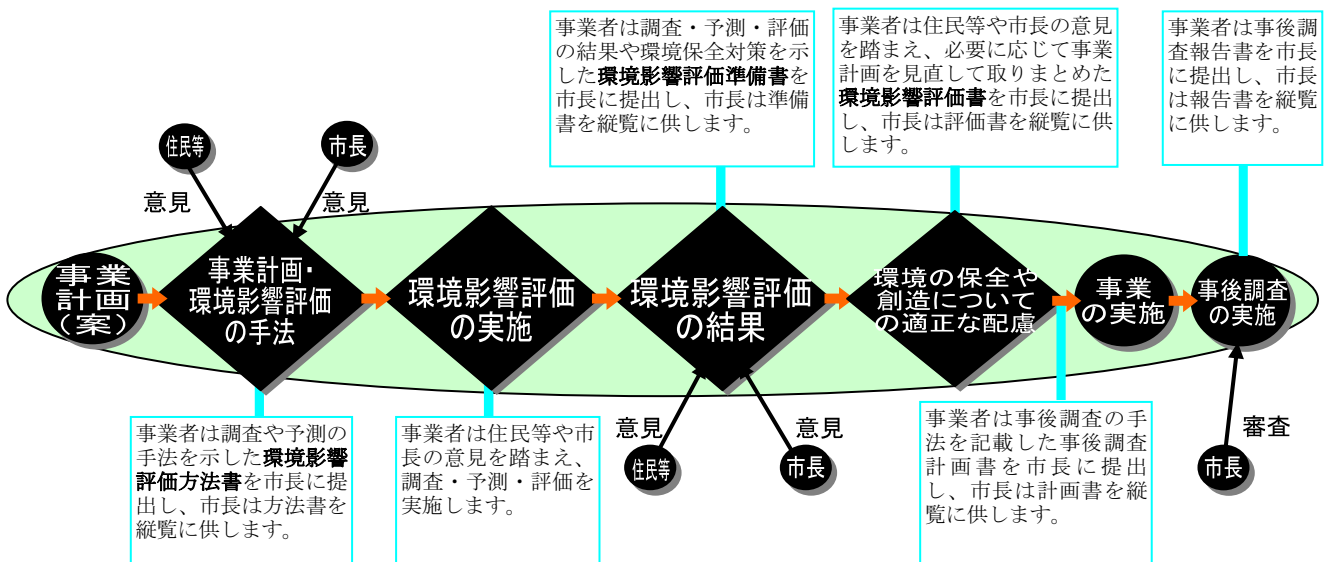
事業者に対しては、同条例の規定に基づき、環境影響評価方法書や環境影響評価準備書について、大阪市環境影響評価専門委員会の意見を聴いたうえで環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べ、一層の環境への配慮を求めています。

なお、大阪市環境影響評価条例では、大規模な18種類の事業（港湾計画を含む）を対象としています。手続きの概要は図10-1-1のとおりです。

また、環境影響評価技術指針において、環境影響評価の項目を次のとおり定めています。

【環境影響評価項目】					
・大気質	・水質・底質	・地下水	・土 壌	・騒 音	・振 動
・低周波音	・地盤沈下	・悪 臭	・日照障害	・電波障害	・廃棄物・残土
・地球環境	・気象（風害を含む）	・地 象	・水 象	・動 物	
・植 物	・生態系	・景 観	・自然とのふれあい活動の場	・文化財	

図10-1-1 大阪市環境影響評価条例に基づく手続きの概要



2 環境アセスメントの実施状況

これまでに本市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等（手続き中のものを含む）は45件です。

平成20年度は、「梅田3丁目計画（仮称）（方法書）」、「阿部野禰橋ターミナルビル旧館建替事業（準備書）」、「大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業（準備書）」、「大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業（準備書）」、「大阪・中之島プロジェクト（準備書）」及び「梅田3丁目計画（仮

称）（準備書）」の6件について、大阪市環境影響評価専門委員会へ諮問しました。

諮問した事業については、専門委員会の答申内容等を踏まえ事業者に環境の保全及び創造の見地から市長意見を述べています。なお、環境影響評価の手続きが行われた事業等の種類別件数を図10-2-1に、また、その実施場所を図10-2-2に示しました。

図10-2-1 環境アセスメントを実施した事業等の種類別件数

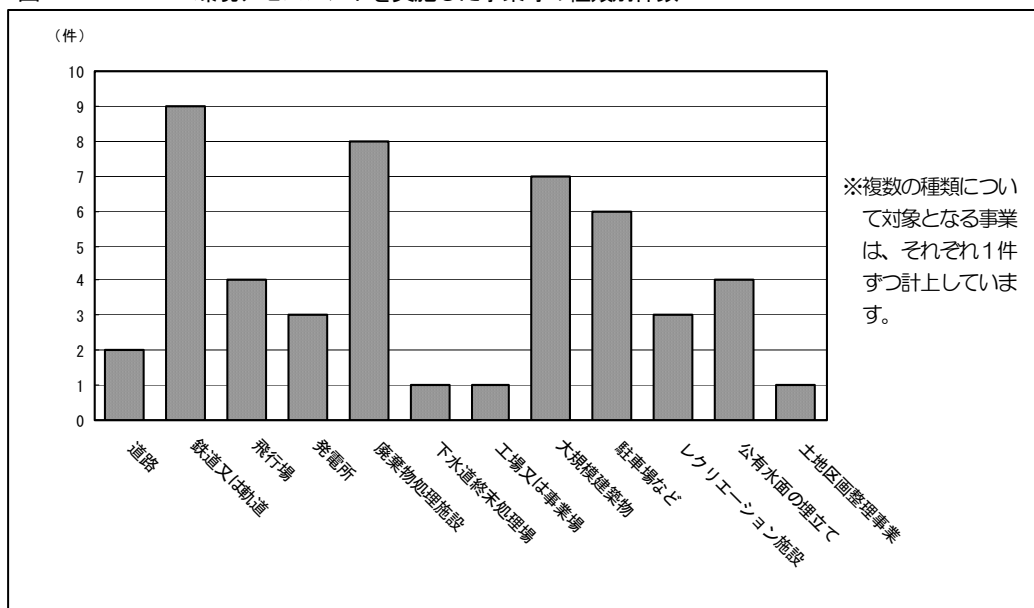


図10-2-2 環境アセスメントを実施した事業等の位置図



No.	事業名称	No.	事業名称	No.	事業名称
1	南港発電所建設事業	2	住之江ごみ焼却場建設事業	3	大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪基地)
4	淀川左岸線建設事業(I期)	5	大阪市高速電気軌道第7号線京橋~鶴見線中間建設事業	6	大阪港南港(北地区)埋立事業
7	南港・港区連絡線建設事業	8	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	9	大阪市環境事業局西淀工場建替事業
10	大阪都市計画都市高速鉄道第7号線心斎橋~京橋間建設事業	11	舞洲スポーツアイランド計画	12	淀川左岸線建設事業(II期)
13	此花西部臨海地区土地区画整理事業	14	大阪都市計画ごみ焼却場舞洲工場建設計画	15	大阪都市計画下水道舞洲スラッジセンター建設計画
16	舞洲ヘリポート(仮称)建設事業	17	中山共同発電株式会社発電施設計画(仮称)	18	大阪外環状線(都島~久宝寺)鉄道建設事業
19	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業	20	大阪都市計画ごみ焼却場平野ごみ焼却場	21	関西国際空港2期事業
22	西島エネルギーセンター電力卸供給事業	23	大阪都市計画都市高速鉄道第8号線(井高野~今里)	24	(仮称)難波再開発A-1地区建設事業
25	大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業	26	南港東地区(木材整理場)埋立事業	27	中之島3丁目共同開発(仮称)
28	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)建設事業(残土搬出関連)	29	(仮称)NHK大阪新放送会館屋上ヘリポート設置事業	30	大阪都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線
31	大阪都市計画下水道夢洲下水処理場	32	大阪外環状線(新大阪~都島)鉄道建設事業	33	(仮称)廃プラスチック再商品化事業
34	大阪都市計画都市高速鉄道西大阪延伸線	35	阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟建設事業	36	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見ショッピングセンター建設事業
37	(仮称)IKEA鶴浜建設事業	38	大阪府警察本部ヘリポート(仮称)設置事業	39	(仮称)中山エコメルトリサイクル事業
40	梅田阪急ビル建替事業	41	阿部野橋ターミナルビル旧館建替事業	42	大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業
43	大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業	44	大阪・中之島プロジェクト	45	梅田3丁目計画(仮称)

3 環境に配慮したまちづくり

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境を確保するためには、本市や事業者及び市民が、その事業活動や日常生活において、積極的に環境への配慮を行うことが求められています。

このような観点から大阪市では、一定規模以上の建築物の建設事業が環境に配慮して行われるよう「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」（昭和49年5月施行）に基づき指導を行っています。たとえば、環境局では、同要領第28条（居住環境の保全）に規定されている「騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準」

に基づき、共同住宅等を建設する事業者に対しては、居室内の環境保全についての指導及び建設作業における周辺環境への配慮について指導を行い、工場・事業場等を建設する事業者に対しては、関係法令の遵守等による周辺環境への影響の低減に努めるよう指導しています。さらに、建築審査会、建築基準法第48条、地区計画等に係る建築物についても快適環境の創造等の観点から指導を行っています。過去5年間における大規模建築物等の事前協議件数は表10-3-1のとおりです。なお、大規模建築物の建設計画の事前協議に係る適用対象建築物は次のとおりです。

大規模建築物の建設計画の事前協議に係る適用対象建築物は次のとおりです。

- 1 住宅の用に供するもので、戸数が70戸以上のもの
 - 2 建設計画の区域が 2,000㎡以上で、かつ建築物の地上の高さが10m以上のもの
 - 3 延べ面積が 5,000㎡を超え、かつ階数が地上6以上のもの
- (参考)
- 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」（抄）（付録8-18 P資54）
- 「騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準」（抄）（付録8-19 P資54）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大規模建築物に係る事前協議件数	104	110	113	88	68
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	38	42	28	36	15
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	1	0	1	1	3
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	12	18	12	10	14
合計	155	170	154	135	100

表10-3-1 過去5年間における大規模建築物等の事前協議件数（環境局環境保全部）

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

平成12年6月から施行された「大規模小売店舗立地法」では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超える）の立地に関し、その周辺地域の生活環境保全のため設置者が配慮すべき事項を定めています。これらの施設に対しても、店舗の営業活動に伴い発生する騒音について騒音の防止に関する法令を遵守するとともに、地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を求めています。

なお、平成20年度の大規模小売店舗立地法に基づく騒音の協議件数は22件（設置届10件、変更届12件）でした。

また、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図るため、平成16年10月より延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の着工に際し、建築物の環境品質・性能と建築物による環境負荷の低減について、建築主が自主的に総合評価するとともに、その結果を記載した計画書を市へ提出し、市がその概要をホームページ等で広く市民に公表する「C

ASBEE*大阪（大阪市建築物総合環境評価制度）」を実施しています。また、容積率の緩和などを認める総合設計制度を活用する建築物については、敷地面積が1,000㎡以上のものを対象するとともに、総合的な環境性能を一定以上とすることを許可の要件としています。平成19年度の届出件数は109件、公表件数は79件（うち総合設計44件）でした。

さらに、平成17年度から、子育て世帯などが住みたいと感じる優良な住環境を備えた民間住宅の供給を誘導するため、「CASBEE大阪」のAランク以上（5段階評価の上位2ランク）などの要件を満たす新築の民間マンションを対象に、緑化や保水性舗装などの「環境への配慮」及びキッズルームの設置など「子育てへの支援」の施設整備に要する費用の一部を補助する「優良環境住宅整備事業」を実施しています。

なお、平成19年度をもって新規事業採択は停止しています。